

「市立幼稚園」「市立保育所等」「市立留守家庭児童育成センター」「高齢者・障害者施設等」において感染者等が発生した場合の施設閉鎖等の目安について（お知らせ）

「市立幼稚園」「市立保育所等」「市立留守家庭児童育成センター」「高齢者・障害者施設等」の利用者もしくは職員等の感染等が確認された場合の施設閉鎖等の目安について、つぎのとおりお知らせします。個別の措置については、感染者等の利用（出勤）状況や行動範囲などを勘案し、必要に応じて保健所と相談のうえ判断します。

なお、臨時休業中の市立小学校、中学校、高等学校、西宮養護学校については、学校再開時に目安をお示しします。

【市立幼稚園】

- 幼児もしくは教職員が陽性と判明した場合

当該幼稚園を原則 2 週間、臨時休業もしくは学級など一部の閉鎖とする。閉鎖の規模、期間については、保健所と相談のうえ判断する。

- 幼児もしくは教職員が濃厚接触者と特定された場合

当該幼児は 2 週間の出席停止、当該教職員は 2 週間の自宅待機とする。

【市立保育所等】

- 児童もしくは職員が陽性と判明した場合

当該保育所等は 2 週間の臨時休園とする。

- 児童もしくは職員が濃厚接触者と特定された場合

当該児童もしくは職員に対し、2 週間の自宅待機を要請する。

※ 民間保育施設（私立保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所）についても、市立保育所に準じた対応を要請する。

【市立留守家庭児童育成センター】

- 児童もしくは指導員が陽性と判明した場合

当該校区の留守家庭児童育成センターは 2 週間の臨時休所とする。

- 児童もしくは指導員が濃厚接触者と特定された場合

当該児童もしくは指導員に対し、2 週間の自宅待機を要請する。

- 留守家庭児童育成センターを利用していない児童もしくは学校教職員が陽性と判明した場合

原則、閉所しない。

※ 小学校の臨時休業終了後は、学校の運用に準じた対応をします。

【高齢者・障害者施設等】

● **利用者もしくは職員が陽性と判明した場合**

訪問サービス・通所サービス・短期入所サービスについては、休業要請（原則 2 週間）を行うことがある。施設サービスについては、原則、休業要請は行わない。

● **利用者もしくは職員が濃厚接触者と特定された場合**

原則、休業要請は行わない。

利用者が濃厚接触者の場合については、経過観察の期間（2 週間）はサービス利用を控えるよう要請する。入所施設等においてサービスを継続する必要がある場合は、該当者を個室に移すなど、他の利用者と接触しないような対応を要請する。

職員が濃厚接触者の場合については、経過観察の期間（2 週間）に出勤させないよう要請する。

【問い合わせ先】

○市立幼稚園について

教育委員会 学校保健安全課 電話 0798-35-3860

○市立保育所、地域型保育事業所について

保育所事業課 電話 0798-35-3164

○私立保育所、幼保連携型認定こども園について

保育幼稚園支援課 電話 0798-35-3044

○市立留守家庭児童育成センターについて

育成センター課 電話 0798-35-3659

○高齢者・障害者施設等について

法人指導課 電話 0798-35-3045